

(案)

仕様書

1 契約件名

平成31年度講師養成研修「講師養成I」業務委託

2 目的

東京都水道局（以下「委託者」という。）における、次年度以降の研修講師予定者を対象とした講師養成研修「講師養成I」の実施に当たり、研修を効果的かつ円滑に実施するため、研修業務を委託する。

3 契約期間

契約締結の日の翌日から平成32年1月15日まで

4 履行場所

委託者の指定する場所

（東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号 東京都水道局研修・開発センター内研修室）

5 研修実施日

研修実施日は別紙1のとおり。日程の詳細は契約締結後、委託者と受託者とが協議の上決定する。

6 委託内容

(1) 研修カリキュラムの作成及び研修講師の選定

契約締結後、受託者は速やかに委託者と打合せを行い、別紙1の内容を満たした研修カリキュラム及び研修講師名簿を提出すること。

なお、講師の選定に当たっては、本業務委託の目的を十分に理解し、実施に当たって十分な技量を持つ者を選定すること。

(2) 研修テキストの作成及び納品

別紙1の内容を十分に満たし、2の目的を達することのできる研修テキストを作成すること。また、そのテキストは研修終了後も活用できるものとする。

なお、作成に当たっては、必ず内容について委託者と事前に協議し、作成後に委託者の確認及び承諾を受けること。完成した研修テキストは、研修日の5営業日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項の休日を除く日

をいう。)前までに納品すること。

(3) 研修の実施

受託者は、(1)で提出した研修カリキュラムを実施すること。実施に当たっては、滞りなく確実に履行し、2の目的を達するとともに、十分に効果を得るものとする。

また、別紙1 4(2)のVTR撮影に必要な人員を確保するとともに、撮影した映像は、研修終了後、委託者の職員立会いの下全て抹消するものとする。

(4) 研修のフィードバック

受託者は、全ての研修が終了した後速やかに、研修の実施結果について報告書を作成し、別紙2の委託完了届とともに提出すること。

なお、報告書の様式は定めない。

7 受託者の費用負担

本業務を遂行するに当たり発生する一切の費用は受託者の負担とする。

8 契約代金の支払

契約代金は、この契約に係る全ての業務の完了後、一括払とする。

- (1) 受託者は、この契約の業務の完了後、別紙2の委託完了届を作成して提出し、14の担当部署の確認を受けること。
- (2) 受託者は、(1)の規定により確認を受けた業務について、請求書を作成し、提出すること。

9 秘密の保持

- (1) 受託者は、本契約及び本契約の諸条件に従った業務の遂行その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領した一切の事実又は情報のうち委託者から秘密として管理するよう指示されたもの(以下「営業秘密」という。)については、受託者の保有する他の情報と明確に区別して取り扱うこと。
- (2) 受託者は、前項の営業秘密について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委託者の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行以外に使用し、又は第三者に対しその内容を一切開示してはならない。
 - ア その事実又は情報を受領し、又は知らされた時に既に適法に知っていたか、又は公知の事実であるもの
 - イ その事実又は情報を受領し、又は知らされた後第三者から適法に入手可能となり、又は公知の事実となったもの
 - ウ 法令又は官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出するもの

- (3) 受託者が(1)又は(2)の規定に違背し、委託者又は第三者が損害を被った場合は、受託者は、その損害を賠償すること。

10 個人情報の保護

- (1) 本業務に係る個人情報の保護に関することは、別紙3「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」によること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、別紙3第2条の責務を負うとともに、その適正な管理のために、必要な体制の確保に万全の措置を講ずること。

11 著作権等の取扱い

この契約により作成される資料等の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者は、資料等を構成する著作物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、委託者に対して著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、受託者の従業員、再委託先、再委託先の従業員その他の者(以下「従業員等」という。)に著作者人格権が帰属する場合において、従業員等に著作者人格権を行使させないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 前2項の規定による受託者の義務については、この契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 受託者は、資料等に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、当該資料等の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、資料等を構成する著作物で、受託者又は第三者(以下「受託者等」という。)が本契約締結以前から有していたか、又は受託者等が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、受託者等に留保されるものとする。この場合において、受託者は、資料等の利用の目的の範囲において委託者が資料等を構成する著作物を使用し、又は改変することを許諾するものとする。
- (5) 資料等に関し、委託者又は受託者が第三者から著作権、特許権その他の知的財産権を侵害したとの理由により請求を受けた場合は、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。ただし、委託者に帰責事由があると委託者が認めた場合は、この限りでない。

1.2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.3 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項について定める必要がある場合又は仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との間で協議の上、別途定める。

1.4 担当部署

〒158-0085

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号

東京都水道局研修・開発センター研修課

電話 03-5483-3508

ファクシミリ 03-5483-2639

1 受講者

当局職員のうち、各職場の実務について豊富な知識を有する職員
修了者に対し、平成 3 2 年度以降の研修講師を依頼することがある。また、修了者は、
後任の講師の育成を行う。

2 研修の目的

限られた時間の中で、受講者の知識修得と理解向上を図るためには、講師の「教え方」
が重要となる。そのための「心構え」から具体的な「講師技法」まで、分かりやすく教
えるための効果的なプレゼンテーション技法の基礎やインストラクション技術の基礎の
修得を目的とする。

3 研修生の人数

局職員 8 0 名程度
監理団体職員 4 0 名程度

4 研修の構成

(1) 全体研修（受講生全員による集合研修）

全 1 日（2 時間）
実施日：平成 3 1 年 7 月中旬（1 4 時 3 0 分から 1 7 時まで）
実施内容：研修講師の「心構え」についての講義

(2) 個別研修（受講生を 1 5 グループに分け、グループごとによる個別研修）

1 グループにつき全 2 日×15 グループ = 30 日間（どの日も 9 時から 12 時まで及び
13 時から 17 時まで）
実施日：平成 3 1 年 8 月から平成 3 2 年 1 月までの期間のうちから決定した日

* 個別研修の例 *

(1 日目) (2 日目)
講義+演習 《復習期間：1 週間程度》 演習+まとめ

- 効果的なプレゼンテーションとインストラクションのノウハウについて講義をする。
- 受講者が実際に各自プレゼンテーション（模擬講義）を行う。
- VTR 撮影する。
- 研修の効果を検証・フィードバックする。
- 個別にアドバイス（改善点、「こうしたらもっと良くなる」など）をする。

5 研修講師について

全期間を通して同一の講師が望ましいが、必ずしも同一でなくとも構わない。
ただし、講師が同一でない場合は、研修全体を統括できる講師を1名置くこと。
なお、個別研修の1日目と2日目は同一の講師とする。

【可の例】

全体研修、A講師が実施

個別研修 1回目の1日目及び2日目をA講師が実施

2回目の1日目及び2日目をB講師が実施

【不可の例】

全体研修、A講師が実施

個別研修 1回目の一日目をB講師。二日目をC講師が実施

2回目の一日目をB講師。二日目をC講師が実施

※同一回の1日目と2日目の講師が異なるのは不可

6 その他

(1) 研修に使用するテキスト、資料、VTR機材等は受託者にて用意すること。

(2) VTR撮影は受託者にて実施すること。

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して委託者が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要のある個人情報は、すべて委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は本業務の履行に際して取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託は、原則禁止とする。ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。
- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止
なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。
- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調

査に対応すること。

- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- (9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。
- (10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。
- (11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上